

2021年4月6日

各関係機関長・関係各位

九州大学大学院工学研究院長
園田 佳巨

九州大学大学院 工学研究院 応用化学部門 学術研究員 公募

1. 募集人員 学術研究員 1名
(情報基盤研究開発センターで募集している1名と連係して業務します。)
2. 所属 九州大学大学院 工学研究院 応用化学部門
3. 業務内容 文科省・マテリアル先端リサーチインフラ事業(2021年度～)で実施される材料データの蓄積・構造化・利活用のための基盤構築に協力し、新規材料設計・プロセス最適化などのデータ駆動型物質材料の研究を計算機科学分野の研究者と協力して推進するプロジェクトに従事して頂きます。材料データ利活用に関わる実績やプログラミング技術を有する方を想定しますが、初心者の方(意欲のある方)の応募も歓迎します。
関連課題に関わる大学院生等の指導も適宜ご協力頂きます。
4. 応募資格 博士の学位、もしくは相当する能力を有すること。
5. 着任時期 2021年8月1日、もしくはそれ以降のできるだけ早い時期
6. 勤務形態 有期契約職員(1日7時間45分のフルタイム、ただし裁量労働制勤務)
雇用期間は2026年3月31日までとします。ただし、その間の業績などを踏まえ、マテリアル先端リサーチインフラ事業の継続期間内(最長で2031年3月31日まで)で更新も可。原則として毎年度雇用契約を更新する形態とします。
7. 提出書類 (1) 履歴書(写真貼付のうえ学歴、職歴、資格を記載。連絡先とE-mailを明記)
(各pdfファイルをメールで送付)
(2) 研究業績(学術論文、国際会議Proceedings、原著・編著書、総説・学術資料等、発明・考案・特許等、招待講演、受賞、その他(掲載決定論文、講演発表数等)に分類し、論文は査読の有無も記載してください。)
(3) 教育実績(講義・実習・セミナー、学生や若手研究者に対する指導などの実績があればご記載ください。)
(4) 諸活動実績(学会や所属機関等での活動実績があればご記載ください。)
(5) 科研費、共同研究・受託研究費、研究奨励費等の競争的資金の獲得状況
(6) これまでの研究と今後の計画・抱負。今後の計画・抱負については、ご自身の研究に関わる描像や、マテリアル先端リサーチインフラ事業で実施する研究支援(物質・材料分野におけるデータ利活用の推進)に対する抱負等を記載してください。(図・表を含むA4用紙3ページ以内)
(7) 代表的な論文の別刷り(3編以内、各1部、コピー可)
(8) 応募者について意見を伺える方2名の氏名、所属、連絡先、E-mail
8. 公募締切 2021年6月15日(火)必着(適任者が見つかり次第公募を終了します。)
9. 選考方法 書類による一次審査の後、面接による二次審査を実施します(旅費の支給はありません。)。面接はweb形式も検討します。

10. 応募書類提出先および問い合わせ先

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学大学院工学研究院 応用化学部門 准教授 加藤 幸一郎

電話：092-802-2922、FAX：092-802-2842

E-mail：kato.koichiro.957@m.kyushu-u.ac.jp

※件名「学術研究員公募」として、上記のE-mailアドレスにpdfファイルを送付のこと。ただし、100MBを超える場合には上記のE-mailアドレスに連絡し、送信方法について相談すること。後日、受領のメールを返信します(1週間程度で受領のメールをお送りします。届かない場合はお問い合わせ下さい。)

お、応募書類は返却いたしませんので、予めご了承下さい。

- 1 1. 労働条件 (1) 就業場所:九州大学大学院 工学研究院 応用化学部門(福岡市西区元岡 744)
(2) 就業時間・休憩時間・時間外労働:本学の関係規程により決定します。
(3) 休日:土日、祝日、12月29日～1月3日
(4) 賃金:本学の関係規程により決定します。
(5) 加入保険:勤務形態により社会保険、雇用保険への加入があります。
(6) 受動喫煙防止措置の状況:敷地内全面禁煙
- 1 2. 備 考 (1) 所属部門等については、以下のホームページをご参照下さい。
応用化学部門分子教室 <http://www.chem.kyushu-u.ac.jp/~cstm/>
九州大学ナノテクノロジー研究支援拠点 <https://nanoplat.kyushu-u.ac.jp/index.html>
(2) 九州大学では、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の精神に則り、教員の選考を行っています(男女共同参画推進室 <http://danjyo.kyushu-u.ac.jp> 参照)。
(3) 九州大学では「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」の趣旨に則り、教員の選考を行います。